

【 モ デ ル 工 事 】

〇〇発電所取水ダム護床ブロック他修繕工事

追 加 仕 様 書

平成〇〇年〇〇月

東京電力〇〇〇〇〇株式会社

〇〇支店 〇〇支社 〇〇制御所 土木保守G

本追加仕様書は「〇〇発電所取水ダム護床ブロック他修繕工事」に適用する。
 なお、本工事の契約図書となる設計書、設計図及び追加仕様書については、以下の行為を禁止する。

1. 当社の許可無く複製物を作成すること。
2. 契約図書の内容を本来の目的以外に使用すること。
3. 第三者に開示、公開すること。

1. 一般事項	
1.1 適用範囲	この工事追加仕様書は、東京電力〇〇〇〇〇株式会社 (以下「当社」という)「土木工事共通仕様書」の第1章第2節に基づき、 本工事の仕様を示すものである。
1.2 工事目的	〇〇発電所取水ダムの護床ブロックならびに堰堤は、台風、大雨などの度重なる出水により流失、破損され、取水ダムの減勢機能の維持が困難であると判断したため、護床ブロックおよび堰堤の劣化が著しい箇所の修繕工事を実施し設備保全に万全を期すものである。
1.3 工事場所	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇 地先 (〇〇発電所取水堰堤)
1.4 工事概要	(〇〇発電所取水ダム護床ブロック他修繕工事) ・護床ブロック補修 1式 ・堰堤石積み補修 1式
1.5 工事期間	自) 平成〇〇年 2月 4日 至) 平成〇〇年 4月 22日 ただし工事請負契約書と異なる場合には、工事請負契約書によるものとする。
1.6 停止期間 (予定)	なし
1.7 工事監理 箇所	〇〇支店 〇〇支社 〇〇制御所 土木保守グループ
1.8 準拠規定	受注者は工事の施工にあたって、土木工事共通仕様書に示す「主な関係諸法規」 の他、当社制定の・マニュアルを熟知すると共にこれを遵守するものとし、規準・ 規格に従い工事を施工するものとする。
1.9 契約図書に 関する質疑回答	契約書類に関する質疑は、次のとおり処理するものとする。 1. 質疑事項提出期限 現場説明時に指示する。 2. 提出場所 〇〇制御所 土木保守グループ 3. 回答期日 現場説明時に指示する。 4. 提出・回答要領 文書にて行うものとする。

1.10 関連工事	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">関連工事名</th> <th style="width: 20%;">予定工期</th> <th style="width: 40%;">請負・納入会社名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	関連工事名	予定工期	請負・納入会社名															
関連工事名	予定工期	請負・納入会社名																	
1.11 施工計画	<ol style="list-style-type: none"> 受注者は「土木工事共通仕様書」第1章「総則」第7節「施工計画」に定める全体施工計画書を当社に説明のうえ提出するものとする。 受注者は「土木工事共通仕様書」第1章「総則」第11節「安全」1.「安全の基本事項」に定める「当社が直接的に係わる工事」については、部分施工計画書を当社に説明のうえ提出するものとする。 受注者は「1.10 関連工事」の関係者と綿密な連絡・調整を行い、安全かつ円滑な施工に努めるものとする。 																		
1.12 休日の届出	<p>受注者は、定休日及び臨時休日を設ける場合、または定休日を変更する場合は、あらかじめ監理員に連絡する。</p>																		
1.13 受注者の現場管理体制	<ol style="list-style-type: none"> 受注者は本工事に先立ち、当該工事の現場立地条件等を十分把握した上で工事の内容に応じた適切な人材を配置し、指揮命令系統の明確な現場体制を組むものとする。 受注者は「共通仕様書」により現場代理人、主任技術者、及び災害防止責任者（以下「現場三役」という）を選任し、氏名・経歴・資格等を当社に説明の上、提出するものとする。 現場三役選任にあたっては、原則として次表の {① and (② or ③)} の条件を満たすものとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現場代理人</th> <th style="width: 33%;">主任技術者</th> <th style="width: 33%;">災害防止責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①元請として同種工事で現場経験を有するもの</td> <td>①元請として同種工事で現場経験を有する者</td> <td>①元請として同種工事で現場経験を有する者</td> </tr> <tr> <td>②2級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者</td> <td>②同種工事の災害防止に係わる関連法令と事故やヒヤリハット事例に精通している者</td> <td>②同種工事の災害防止に係わる関連法令と事故やヒヤリハット事例に精通している者</td> </tr> <tr> <td>③5年以上の実務経験を有する者</td> <td>③5年以上の土木工事現場経験を有する者</td> <td>③5年以上の土木工事現場経験を有する者</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> 現場代理人・災害防止責任者・土木主任技術者の兼務と配置 <ol style="list-style-type: none"> 現場代理人と土木主任技術者は、 <ol style="list-style-type: none"> 兼務してもよい 兼務してはならない 現場代理人と災害防止責任者は、 <ol style="list-style-type: none"> 兼務してもよい 兼務してはならない 土木主任技術者と災害防止責任者は、 <ol style="list-style-type: none"> 兼務してもよい 兼務してはならない 	現場代理人	主任技術者	災害防止責任者	①元請として同種工事で現場経験を有するもの	①元請として同種工事で現場経験を有する者	①元請として同種工事で現場経験を有する者	②2級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者	②同種工事の災害防止に係わる関連法令と事故やヒヤリハット事例に精通している者	②同種工事の災害防止に係わる関連法令と事故やヒヤリハット事例に精通している者	③5年以上の実務経験を有する者	③5年以上の土木工事現場経験を有する者	③5年以上の土木工事現場経験を有する者						
現場代理人	主任技術者	災害防止責任者																	
①元請として同種工事で現場経験を有するもの	①元請として同種工事で現場経験を有する者	①元請として同種工事で現場経験を有する者																	
②2級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者	②同種工事の災害防止に係わる関連法令と事故やヒヤリハット事例に精通している者	②同種工事の災害防止に係わる関連法令と事故やヒヤリハット事例に精通している者																	
③5年以上の実務経験を有する者	③5年以上の土木工事現場経験を有する者	③5年以上の土木工事現場経験を有する者																	
1.14 工事施工用の用地	<ol style="list-style-type: none"> 現場事務所用地を貸与する。 当社用地外を使用する場合は、受注者の責任において確保する。 																		

1.15 他社用地内の立入	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車両等の通行に際しては、道路及び敷地を汚損しないように努めると共に汚損した場合は、速やかに清掃するものとする。 2. 他社用地内に資機材等を設置する場合は、あらかじめ許可を取得するものとし、常に整理整頓に努めるものとする。
1.16 工事用水	社給の有無 社給しない
1.17 工事用の電灯電力	社給の有無 社給する。
1.18 社給材料	社給材料の有無 無
1.19 貸与機器	貸与機器の有無 無
1.20 戻入材料	戻入材料の有無 無
1.21 予定外作業の禁止	<ol style="list-style-type: none"> 1. 予定外作業を行ってはならないものとする。 2. 「当社が直接的に係わる工事」において作業内容に変更が生じた場合は、作業開始前に監理員に連絡する。
1.22 特定建設資材の使用または排出について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定建設資材を使用、または特定建設資材廃棄物を排出する場合については、建設リサイクル法に基づく処理及び書類提出等の手続きを行うこと。 なお、事前説明を行う取引先は、契約締結前に実施する事前説明時に書面で〇〇制御所土木保守グループに説明を行うこと。 「説明書（届出書（分別解体等の計画等を含む）」 「再資源化等をするための施設及び各所及び住所等を記載した書面（同法13条に基づく書面）」 ただし、本工事が「建設リサイクル法」の対象工事となった場合とする。
1.23 個人情報保護	受注者は個人情報保護の観点から、工事実施に当たって知り得た個人情報について、目的外の利用や第三者への提供を行わないよう、適切な対応を図るとともに、万一個人情報の漏洩や盗難が発生した場合には、速やかに当社にその旨を連絡する。

2. 仮設備関係	
2.1 基本事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は関係諸法規及び契約図書を遵守し、直接工事に必要な仮設備を設けるものとする。
2.2 足場設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 足場設備を設ける場合は、使用目的に応じた構造とし、材料は強度上欠陥のないものを選定し、クランプ等の継手は確実に緊結する。

3. 安全対策													
3.1 基本事項	受注者は関係諸法規及び契約図書を遵守し、人身、設備、交通、公衆災害の防止対策を施工計画時及び工事の各段階で検討し、安全確保に努めるものとする。												
3.2 安全管理体制	受注者は工事着手前に安全管理組織を確立し、安全事前計画書に反映すると共に現場の見やすい場所に「安全管理体制表」を掲示するものとする。												
3.3 安全連絡会	<p>1. 安全連絡会の行事を以下に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会議項目</th> <th>基本的周期</th> <th>該当項目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 協力会社の使用 請負会社は協力会社を使用する場合、監理員に報告すること。</p>	会議項目	基本的周期	該当項目	備 考								
会議項目	基本的周期	該当項目	備 考										
3.4 受注者の安全に関する行事	<p>1. 安全パトロール並びに安全懇談会の実施</p> <p>(1) 受注者は自らの上位機関による安全パトロールを定期的（1回／月以上）に実施し、不安全箇所の摘出と改善に努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は安全懇談会を定期的（1回／月以上）に開催し、作業員の安全に関する指示事項の周知徹底並びに意識の高揚を図るものとする。</p> <p>(3) 安全パトロール並びに安全懇談会等の活動結果について、その都度報告書を作成し、提出するものとする。</p> <p>(4) 受注者は当該工事に関わる具体的な安全活動を計画・立案し、当社に説明のうえ提出する。また、作業終了時に活動結果について報告書を作成し、当社に提出する。</p>												
3.5 緊急連絡体制	受注者は工事着手前に「緊急時の連絡体制一覧表」を作成し、安全事前計画書に反映すると共に現場の見やすい場所に掲示するものとし、職員並びに作業員に周知徹底を図る。												
3.6 健康管理	受注者は作業員の雇入れ時における健康診断（問診、血圧、視力など）を実施すると共に記録を保管する。												
3.7 作業員の教育	受注者は新規作業員に対し雇入時教育を実施すると共に本工事の内容を十分に理解できるよう説明を行うものとする。												
3.8 TBM-KY の励行	<p>1. 作業開始前に必ずTBM-KYを実施するものとし、作業員全員に当日の作業内容・方法・分担・手順並びに注意事項について十分理解させると共に作業に潜在する危険要因を作業員全員で摘出し、これらの対策を検討した後に作業を開始するものとする。</p> <p>2. 作業員の健康状態及び服装や安全装備の着用状況等を確認する。</p>												
3.9 工法・手順変更発生時の安全再確認の実施	<p>受注者は、当社と事前確認した資料（施工・安全計画書、週間工程打合等）において、安全に係わる事項（※）に変更が発生する場合は、一旦作業を中断し、速やかに変更理由と新たな施工方法・手順並びに変更に伴う安全対策について当社に説明のうえ提出し確認を得ること。</p> <p>なお、上記に該当しない軽微な内容の変更については、受注者の責任において安全再確認を確実に実施すること。</p> <p>※（安全に係わる事項の例） 「重量物の取り扱い（使用重機、運搬方法等）」、「高所作業（墜落・落下防止対策等）」、「環境（酸欠、火気取り扱い、危険物・特定化学物質の取り扱い等）」、「充電部近接 作業（作業範囲、安全対策等）」</p>												

3.10 災害防止 担当者の配置	1. 災害防止担当者の配置 配置しない
3.11 誘導員の配置	1. 誘導員の配置 配置する。 2. 配置する工種 ただし、配置する作業工種の主なるものは次の通りとする。 ① コンクリートの搬入時 ② 河川内重機作業時 ③ その他監視を必要とする作業
3.12 作業主任者	(ア) 受注者は本工事の実施にあたり、「労働安全衛規則」に基づく作業主任者を選任し、作業に従事させるものとする。 (イ) 資格を有する作業を行う場合は、有資格者を配置し作業を行う。 (ウ) 作業主任者は有資格者であることがわかるよう常時腕章を標示する。
3.13 作業中札及び 鍵	1. 工事中は作業札を現場の見やすい場所に掲示するものとし、作業終了後は取外すものとする。 2. 作業中札は「〇〇支社〇〇制御所土木保守グループ」から受領するものとし、具体的な受領及び返却方法等については別途指示するものとする。 3. ダム等の出入り口の鍵は、「〇〇支社〇〇制御所土木保守グループ」から借用するものとし、具体的な取扱いについては別途指示するものとする。
3.14 現場作業中 止・再開基準 の作成	1. 受注者は、現場作業の中止又は再開に当たり、当社作成の「現場作業中止再開基準」を参考に現場の作業・立地条件に併せ、基準を制定するものとし、制定した基準については、安全事前計画書に反映すると共に、現場の見やすい場所に掲示し、職員・作業員に徹底する。 2. 作業を再開する場合、点検を実施すると共に必要に応じ安全確保の措置を講じた上で監理員に連絡するものとする。
3.15 公衆災害 の防止	1. 受注者は一般公衆に対する災害を防止するため区画柵等による作業区域内への立入禁止措置及び必要な注意標識類の設置を行うものとする。 2. 施錠箇所は、作業終了後に確実に施錠するものとする。
3.16 設備災害 の防止	1. 受注者は、直接工事に関係のない施工区域内にある当社設備にむやみに触れたり操作してはならないものとし、作業員に指示徹底を図るものとする。 万一、当社設備に損傷を与えた場合は、速やかに監理員に報告するものとする。
3.17 火災の予防	1. 作業場所及び資機材置場周辺は火気厳禁とする。 2. 喫煙所は現場事務所・作業員詰所等の仮設建物内及び当社が許可する指定場所とする。 3. 作業場所及び資機材置場周辺並びに現場事務所・作業員詰所等には、万一の火災に備え、消火器及び防火用水等を設置すると共に防火責任者を定めて火災予防に努めるものとする。

3.18 感電災害の防止	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社の設備関係 <ol style="list-style-type: none"> (1) 発電所内にある変電設備区域内への立入りを禁止する。 (2) 発電所建屋内に設置されている制御盤等には触れないよう作業員に指示徹底を図るものとする。 (3) クレーン等を使用する場合、送電線及び配電線に注意するものとし、十分な離隔を確保するものとする。
3.19 高所及び急傾斜部の災害防止	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下作業は原則として禁止する。 2. 足場等の高所及び鉄管等の急傾斜部では、安全ロープ、安全ロリップ、安全帯等を完全着用し、墜落及び滑落災害の防止に努めるものとする。 3. 墜落及び滑落の危険のある場所には、防護柵、手摺り、防護ネット等による防止策を施すものとする。 4. 墜落及び滑落防止設備は適宜点検を実施し、記録は現場に保管する。
3.20 その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不安全行動者に対しては、当社監理員から現場代理人を通して退場させることがある。 2. 受注者は、工事管理責任者（土木保守GM）が危険と認めた作業について、作業手順書を作成し提出すること。

4. 環境対策	
4.1 基本事項	<p>受注者は関係諸法規及び契約図書を遵守し、騒音、振動、粉塵、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を施工計画時に検討し、環境保全に努めるものとする。</p>
4.2 環境管理責任者の配置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は工事の施工にあたり、環境上必要な環境管理責任者を配置する。 2. 環境管理責任者は、現場代理人が兼務できるものとする。
4.3 清掃維持管理	<p>受注者は1.14「工事施工用の用地」及び1.15「他社用地の立入」で使用する用地について適宜清掃を行うものとする。</p>
4.4 環境保全教育	<p>作業現場は常に整理整頓に努め、整然とした環境を維持し、作業員に対しても環境に対する指導・教育を行い、環境保全に対する意識の高揚を図るものとする。</p>
4.5 環境対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境保全 <ol style="list-style-type: none"> (1) 騒音・振動等の発生が予測される場合は、関係諸法規に準拠するほか、規制外であっても付近住民から苦情のないよう事前に対策を講ずる。 (2) 汚水その他排水の処理に当たっては、現場周辺に悪影響を与えないよう十分な対策を講ずる。 (3) 作業現場および現場事務所は、常に整理・整頓し、当該工事により発生する残材およびゴミ等は焼却または公的処理機関に委託するなどして処理する。 (4) 当社は、地球の資源と環境を守るために、省エネルギー・省資源・環境保全の推進を経営の重点課題とし、環境問題に取り組んでおります。 <p>については、当工事を実施する上において受注者は、このことをよく理解し、環境意識の向上に努めるとともに、当社と協調して工事を実施するものとする。</p>

	<p>2. 再生資源の利用</p> <p>(1) 特定建設資材(コンクリート, コンクリート及び鉄から成る建設資材, 木材, アスファルト・コンクリート)は、再資源化を行わなければならない。また、再生資源の積極的な活用をはかること。</p> <p>(2) 副産物(コンクリート副産物, 発生土, 建設汚泥等)は、再資源化施設への搬出を積極的に行わなければならない。</p> <p>(3) 特定建設資材の再資源化の完了時には、再資源化実施状況記録を作成し、当社に提出すると共に、保管しなければならない。</p> <p>(4) 建設資材の再資源化については、「解体工事業係わる登録に関する省令」等に基づき、技術管理者を配置すること。</p> <p>3. 工事に伴う発生物の処理</p> <p>(1) 受注者は、工事に伴って発生する資材廃棄物の搬出については、できる限り再資源化もしくは、縮減をはかることとし、「特定建設資材再資源化等計画書・報告書」及び「産業廃棄物処理計画書・報告書」を監理員に提出すること。</p> <p>(2) 残土の報告に当たっては、できる限り再生利用をはかることとし、「残土処理計画・報告書」を監理員に提出すること。</p> <p>4. 産業廃棄物の処理</p> <p>工事に伴い発生する産業廃棄物については、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に基づき、受注者自らの責任により運搬・処理の方法を定めるとし、計画書を当社に説明のうえ提出する。また、処理結果についても報告書(マニフェストD票 90日以内、マニフェストE票 180日以内(写))により当社に報告する。</p> <p>なお、廃棄物の処理完了は、契約工期内を原則とするが、やむを得ず処理完了が契約工期外となるような場合は、当該工事により発生した廃棄物を工事場所から排出したことを示す排出報告書を提出する。</p>
<p>4.6 工事関係車両の通行対策</p>	<p>1. 工事関係車両の通行対策</p> <p>工事関係車両の通行にあたっては、一般公衆に迷惑をかけないように充分配慮する。</p> <p>また、事前に通勤ルート上の危険箇所について洗い出しを行い、その危険要因および対策について検討し、その結果を作業員全員に周知徹底する。</p> <p>2. ダンプトラック運搬時における飛散防止対策</p> <p>(1) ダンプトラック運搬にあたっては、ダンプトラック荷台あおり部の仮ロック(あおりフック)以外に本ロック(中間ピンならびに手動ロック機構)を装備したダンプトラックを使用すること。なお、4t以下のダンプトラックで本ロックが装着されていないものについては、本ロックと同等の機能を有する装置(チェンブロック不可)を装着した車両を使用すること。</p> <p>(2) 運行前点検時において、仮ロックと本ロックの取り付け状況を運転手と受注者による相互確認を行うこと。</p>

5. 提出図書

5.1 提出図書

受注者は、土木工事共通仕様書並びに本工事追加仕様書に定めた試験報告書類等の他、次の書類を提出する。

提出書類	該当項目	提出部数	提出・保管時期	備考
現場代理人、災害防止責任者、主任技術者届	○	1	作業着手前	経歴書含む (不在、代行者届も同様)
専任監視員届	—	—	〃	
有資格者届(資格証明書(写)含む)	○	—	〃	現場事務所に保管しておくこと
作業員名簿	○	—	〃	
一次協力会社選定届	○	1	〃	協力会社を選定した場合
一次協力会社現場責任者届	○	1	〃	
施工計画書	○	2	〃	個別工種施工計画書は別途指示
安全計画書	○	2	〃	QC工程表含む
モルタル塗布計画書	○	2	〃	配合表を含む
特定の工事材料使用計画書	○	2	〃	当社が指定する工事材料
仮設備計画書	○	2	〃	
工事工程表	○	2	〃	
説明書	○	1	作業着手 7日前以前	対象工事のみ (建設リサイクル法関連)
着工打ち合わせ議事録	○	1	打合せ後	
許認可申請書(写)	—	—	作業着手前	
具体的安全活動の計画・実施報告書	○	2	作業着手前 実施後	
TBM-KY実施記録	○	—	その都度	毎日記録し、現場事務所に保管しておくこと
検査記録表	○	1	その都度	
週間予定表	○	1	〃	毎週金曜日提出
ヒヤリハット事例	○	1	〃	
出来高調書	—	—	毎月末	
出来形数量計算書	—	—	〃	出来形写真貼付
再資源化計画書・報告書	○	1	再資源化等完了時	対象建設工事のみ
産業廃棄物処理計画実施報告書	○	2	作業着手前 実施後	許可書・契約書・処理伝票(写)、写真添付
残土処理計画・実施報告書	—	—	〃	契約書・写真添付
工事記録写真	○	1	完了時	
請求書・完了届	○	1	完了時	
その他監理員が指示する事項	○	1	その都度	不整地運搬車・振動工具取り扱い作業計画書他

作業員名簿には、作業員の氏名・年齢・経験年数に加え本工事に類似した工事(工種)の経験年数を記載しておくこと。

6. 材料	
6.1 一般事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用材料は、受注者が調達・準備し、すべての運搬・保管・品質等の管理も受注者が行うものとする。 2. 工事用材料は、原則としてJISまたはこれと同等の規格に適合する材料とし、監理員が指示した場合は、製造会社及び品質成績証明書を当社に説明のうえ提出する。
6.2 特定化学物質等について	<p>危険・有害性を有する特定化学物質等を使用する場合は、「製品安全データシート (MSDS)」に基づき、取り扱い方法、保管方法を施工・安全計画書に記載してこれを遵守すると共に、その実施状況を写真等により当社に報告するものとする。</p>

7. 品質管理及び検査																
7.1 一般事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、長期に亘る取水ダム機能の維持が期待されていることを十分理解し、品質を満足するよう施工するものとする。 2. 受注者は、当社の検査を受ける前に予め自主検査を実施するものとする。 															
7.2 検査	<p>受注者は「土木工事検査・管理基準（東京電力〇〇〇〇〇株式会社）」に基づき、当社の検査を受けるものとする。ただし、監理員の指示により写真・報告書に代える場合がある。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>標準養生</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">コンクリートの圧縮強度試験</td> <td>σ3</td> <td>3 供試体</td> </tr> <tr> <td>σ7</td> <td>3 供試体</td> </tr> <tr> <td colspan="2">なお供試体採取時には、スランプ試験、空気量試験、コンクリートの塩化物量の各試験を実施し、報告するものとする。</td> </tr> <tr> <td>その他監理員の指示する事項</td> <td colspan="2">その都度指示</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容		標準養生	適用箇所	コンクリートの圧縮強度試験	σ3	3 供試体	σ7	3 供試体	なお供試体採取時には、スランプ試験、空気量試験、コンクリートの塩化物量の各試験を実施し、報告するものとする。		その他監理員の指示する事項	その都度指示	
項目	内容															
	標準養生	適用箇所														
コンクリートの圧縮強度試験	σ3	3 供試体														
	σ7	3 供試体														
	なお供試体採取時には、スランプ試験、空気量試験、コンクリートの塩化物量の各試験を実施し、報告するものとする。															
その他監理員の指示する事項	その都度指示															

8. 施工						
8.1 コンクリートこわし工	<p>1. 施工範囲 コンクリートこわし工は、既設護床ブロックに適用し、施工範囲は、こわし・積込み、積替え、処理費まで含むものとする。 建設リサイクル法対象品処理は、コンクリート（有筋）撤去塊を構外処理する作業をいい、積込、構外運搬（市街地外，10km），処理費用までの手間及び必要な諸手間までの費用を含むものとする。</p> <p>2. 施工 施工については、既設設備を損傷しないよう十分注意して施工すること。</p>					
8.2 アンカー設置工	<p>1. 施工範囲 アンカー設置工は、あと施工アンカーの設置に適用し、施工範囲は、既設護床への削孔（削孔径φ20mm）・アンカー（PG-16相当品）設置までとする。</p> <p>2. 施工 施工については、既設コンクリートを損傷しないよう十分注意して施工すること。</p>					
8.3 鉄筋加工組立工	<p>1. 施工範囲 鉄筋加工組立工は、SD295Aの材料・加工・組立に適用する。</p> <p>2. 施工 施工については、土木工事共通仕様書の「鉄筋加工組立」に準拠するものとする。</p>					
8.4 型枠工	<p>1. 施工範囲 型枠工は、型枠の加工、組立および撤去までとする。</p> <p>2. 施工 施工については、土木工事共通仕様書の「型枠工」に準拠するものとする。</p>					
8.5 コンクリート工	<p>1. 施工区分 施工区分は下記のとおりとする。</p>					
	項目	呼び強度 (N/mm ²)	粗骨材の最大 寸法	スランプ (cm)	空気量 (%)	セメント の種類
	コンクリート工(A)	$\sigma_c=24$	20(25)	12	4.5±1.5	早強
8.6 モルタル工	<p>1. 施工範囲 モルタル工は、1：4モルタルの打設に適用する。施工範囲は、材料・打設・締固め・仕上げまでとする。</p> <p>2. 施工 施工については、材料が河川に流入しないよう十分注意して施工すること。</p>					
8.7 石張り工	<p>1. 施工範囲 石張り工は、雑割石の加工および設置、諸材料まで含むものとする。</p> <p>2. 施工 施工については、張石が外れないよう堅固に設置するものとする。</p>					

8.8 仮締め切り設置撤去工	<p>1. 施工範囲 仮締め切り撤去工は、河川内の仮締め切りに適用し、施工範囲は、材料・土のう作成・設置・撤去までとする。</p> <p>2. 施 工 施工については、河川内の土砂にて土のうを作成し、撤去後は原形復旧すること。</p>
8.9 既設ブロック整形工	<p>1. 施工区分 既設ブロック整形工は、既設護床ブロック部分補修（コンクリート打ち増し）の鉄筋切断・積込み・処理、打ち継ぎ面の下地処理・接着剤塗布までとする。接着剤については、エポキシ樹脂系プライマー（ボンド E1200 相当）を使用する。</p> <p>2. 施 工 施工については、コンクリート打ち増しの際、支障が無いよう表面をきれいに仕上げるものとする。</p>
8.10 コンクリート試験費	<p>1. 施工範囲 コンクリート試験費は、「7.2 検査」に示す項目に適用する</p> <p>2. 施 工 試験については、「コンクリート標準示方書」に準拠する</p>

以 上

